

区分	制 度 名	融 資 対 象	使 途	融 資 条 件					申 込 場 所	指 定 金 融 機 関	
				限 度 額	年 率	期 間	保証料率 (注1、2)	担 保・保 証 人 (注3)			
経営の支援	1 緊急経済対策資金	①セーフティネット保証認定者 ②知事指定災害の被災者 ③知事指定倒産等事業者の債権者 ④原材料価格等の高騰等の影響で経営の安定に支障が生じている者 ⑤危機関連保証認定者	運転資金 設備資金 (設備は融資対象 ①(災害のみ)、 ②、⑤～⑦、 ⑧(一部を除く)、 ⑨の場合のみ)	1億円以内 (⑤は①～④、⑥～⑨とは別枠)	1. 30%	10年以内 (据置2年以内)	0.25%～ 1.62%	担 保：必要に応じて徴求 保証人：原則として、 法人は代表者のみ 個人は不要 (⑧は別途定めによる) (⑨は保証人不要)	商工会議所 商工会 指定金融機関 (組合関係) 中小企業団体中央会	(銀行)福岡・西日本シティ・ 筑邦・福岡中央・北九州・ 佐賀・十八親和・商工中金 指定信用金庫、指定信用組合	
		経営改善支援型		⑥事業再生計画実施関連保証(経営改善・再生支援強化型)制度の申込 人資格要件に該当する者 ⑦経営力強化保証制度の申込人資格要件に該当する者	1億円以内 (①～⑤、⑧、⑨とは別枠)	1. 10%	⑥：10年以内 (据置3年以内) ⑦：運転5年以内 設備7年以内 ※保証付融資の 借換は10年以内 (据置1年以内)				⑥：0.3% (注4) ⑦：0.25% ～1.47%
		事業承継支援型		⑧経営承継円滑化法に基づき、知事の認定を受けた者 ⑨3年以内に事業承継を予定する又は事業承継後3年未満の法人であつて、一定の財務要件を満たす者 ※⑧の認定を受けた者が事業承継後の会社の場合、代表者個人を含む ※NPO法人の場合、⑧は対象外	1億円以内 (①～⑦とは別枠)	1. 40%以内	10年以内 (据置2年以内)				0.25%～ 1.62% (注5)
		米国関税対策特別融資		⑩米国の関税措置による影響で経営の安定に支障が生じている者	3,000万円以内 (①～⑨とは						

(注1) 責任共有制度の対象外となる保証を利用した場合、1.75%以内(長期経営安定資金は1.85%以内)となる場合があります。(3 新規創業資金を除く)

(注2) 法人の場合、一定の要件を満たしたうえで、①申込日の直前の決算における貸借対照表上、債務超過ではない(純資産の額がゼロ以上である)こと、又は②申込日の直前2期の決算における損益計算書上、減価償却前経常利益が連続して赤字ではないことのいずれかに該当し、保証人の保証を提供しないことを希望する者は、所定の保証料に0.25%(2つの財務要件を満たした場合)、又は0.45%(2つの財務要件のいずれか一つを満たした場合、又は直近2期分の決算書が無い場合)を上乗せすることにより、経営者保証の提供を不要とできる場合があります。

(注3) 法人の場合、取扱金融機関が信用保証の付かない融資について経営者保証を不要としている等の要件に該当する場合は、保証人が不要となる場合があります。

(注4) 所定保証料0.8%(経営者保証免除対応を適用する場合は1.0%)から、0.5%(経営者保証免除対応を適用する場合は0.7%)を国が補助することにより減免されます。なお、条件変更に係る保証料については、国の補助の対象になりません。

(注5) ⑧のうち経営承継円滑化法第12条第1項第1号ニに該当する方又は⑨に該当する方で事業承継・引継ぎ支援センター等の確認を受けた場合の保証料率は0.20～0.87%、それ以外の場合は0.25～1.62%となります。

(注6) 他の資金や、新規創業資金のうち保証料率「0%」が適用されたもの以外を借換する場合、1.01%以内(創業後で決算到来済の方は1.76%以内)となる場合があります。

(注7) 所定保証料から、0.10%を国が補助することにより減免されます。なお、条件変更に係る保証料については、国の補助の対象になりません。

(注8) 宿泊業・旅行業及び娯楽業の場合は20人以下。

(注9) 担保を供する事が借入者にとって有利であり、かつ借入者が任意に供する場合は、担保を設定する事ができます。

★詳しくは、県のホームページをご覧ください。
(掲載場所)「福岡県中小企業振興資金融資制度」
<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/r7yuushiseidoannai.html>
★商工会議所・商工会へのお申込みは、事業所所在地の
商工会議所・商工会で行ってください。



◇エネルギーの効率的利用、再生可能エネルギー 等 (注) NPO法人も、対象に含まれます。

制度名	融資対象	使 途	融 資 条 件					申込場所・問い合わせ先	指定金融機関
			限度額	年率	期間	保証料率	担保・保証人		
エネルギー対策特別融資	①省エネ設備(注1) ②再エネ設備(注2) ③コージェネレーション、エネルギー・マネジメントシステム、蓄電池 ④建築物の省エネ改修(注3) ⑤その他上記設備等と同等以上の効果を有すると知事が認めるもの	設備資金 (県内での導入・改修)	1億円以内 (②は2億円以内)	10年以内：1.10% 10年超：1.30%	10年以内(②は15年以内) (いずれの場合も据置2年以内)	0.13%～ 1.56% (注5)	担 保：必要に応じて徴求 保証人：原則として、法人は代表者のみ、 個人は不要	申込場所：指定金融機関 問い合わせ先：県庁9階(総合政策課エネルギー政策室)(092) 643-3148	詳細は左記にお問い合わせください。

(注1) エネルギー効率の高い製造設備を含みます。(注2) 発電目的の発電設備を含みます。(注3) 改修前と比較して概ね10%以上の省エネ効果が見込まれることが必要です。(注4) 責任共有制度の対象外となる保証を利用した場合、1.65%以内となる場合があります。

◇次世代自動車の導入ほか、環境保全関係 (注) NPO法人は、対象外です。

制度名	融資対象	使 途	融 資 条 件					申込場所・問い合わせ先	指定金融機関
			限度額	年率	期間	保証料率	担保・保証人		
環境保全施設等整備資金融資 (エコふくローン)	・ハイブリッド自動車、電気自動車等 ・ディーゼル自動車の買換え ・ノンフロン製品 ・リサイクル設備 ・アスベスト飛散防止やPCB廃棄物の処理費用 ・公害防止施設(注1)	設備資金等	4,000万円以内	1.10%	10年以内(注2) (据置1年以内)	0.25%～ 1.90%(注3)	担 保：必要に応じて徴求 保証人：原則として、法人は代表者のみ、 個人は不要	申込場所：指定金融機関 問い合わせ先：県庁3階(環境部循環型社会推進課)(092) 643-3372	福岡銀行、西日本シティ銀行、 筑邦銀行、福岡中央銀行

(注1) 記載内容のほかにも環境保全に係る融資対象があります。詳しくは、県庁循環型社会推進課までお問い合わせ下さい。(注2) 融資額が1,000万円未満の場合は7年以内(注3) 事業者選択型経営者保証非提供制度等利用の場合、上乗せがある場合があります。詳細は、福岡県信用保証協会にお問い合わせ下さい。